

[個人情報保護委員会]

新しい日本のための優先課題推進枠（定量的試算・エビデンス）

事業名	定量的試算・エビデンス	施策の概要	要望額 (千円)
組織体制の整備	<p>本事業は、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備といった個人情報の適正な取扱いを確保するための組織体制の整備であり、定量的な試算を行うことは困難であるが、個人情報保護法制度における個人や中小企業等の活動の基盤を確保するものであることから、我が国経済の成長に寄与する。</p>	<p>マイナンバーの保護に必要な監視監督等業務や、サイバーセキュリティの強化も含め、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備に伴う施策を実施するために必要な体制の整備を図る。</p>	172,206
特定個人情報の監視・監督	<p>未来投資戦略等において、行政手続コストの削減について、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながら、利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠であるとされている。マイナンバーを使用したIT利活用の推進に当たっては、情報資産・情報システムに対するセキュリティ対策が確実に整備されているとともに、適切な安全管理措置が実施された体制のもとでマイナンバー利用事務等が実施されていることが前提となる。マイナンバー法に基づき、安全管理措置等の整備状況の確認に係るシステム改修は、マイナンバーの安全かつ効率的な利用に寄与するものである。さらに、特定個人情報の適切な取扱いに係る安全管理措置を整備する一環として、マイナンバー漏えい事案に対する対処訓練を実施することで、地方公共団体等におけるセキュリティ体制構築を支援し、もってマイナンバーの利用拡大への基盤整備を図るものである。</p>	<p>マイナンバー法に基づき、約2,200の地方公共団体等から、定期的に、特定個人情報保護評価システムを通じて、安全管理措置等の整備状況の報告を受け、当該状況を確認することとなり、今後、同法に基づく特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う報告の受付・分析等を円滑に実施するためのシステム改修を行う。さらに、当該地方公共団体等の安全管理措置等の実質的な確保を図るため、地方公共団体等への情報セキュリティ体制構築に関する支援を実施する。</p>	55,366
特定個人情報の保護評価	<p>本事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討による見直し後の特定個人情報保護評価制度の運用を可能とするための改修を実施し、また、本システムで実装しているJavaモジュールについて、システムの機密性を保つためのバージョンアップを実施することとしている。本事業の定量的な試算を行うことは困難であるが、特定個人情報保護評価制度の実施体制の更なる整備は、番号制度に対する国民の安心・安全の確保に寄与するものであり、また、システムの機密性を保つことは、当システムに実装している委員会ウェブサイトの安定稼働に資するものであり、別途要望している同サイトの改修による利便性の向上と相まって、当委員会で推進することとしている個人情報保護に関するデータ利活用の促進に向けた環境整備に寄与するものである。</p>	<p>特定個人情報保護評価書を受け付け、公表するマイナンバー保護評価システムについて、改修の実施及び安定稼働を図ることにより、番号制度の保護措置の1つである特定個人情報保護評価の円滑な実施体制の整備を図る。</p>	76,654
個人情報の広報・啓発	<p>未来投資戦略2017では、生産性の飛躍的な向上のためにデータの利活用が重要なカギとされており、事例集の公表等の情報発信をはじめ、パーソナルデータに係る適切な利活用環境や国際的な個人データの流通環境体制を整備することがもりこまれたところ。また、昨年より取組が進められている一億総活躍社会の実現には、中小企業の活躍が不可欠である。このため、広報・啓発を通じて制度の更なる普及・定着を図りつつ、相談を踏まえた事例を周知して、中小企業を含めた民間事業者の取り組みを推進していくことは、国民生活の利便性の向上や経済活性化に寄与することとなる。</p>	<p>個人情報保護法及びマイナンバー法について、基本的な制度のほか具体的な事例を踏まえた事業者や消費者にとって役立つ情報を周知する。特に、大幅に改正された個人情報保護法は平成29年5月に全面施行され、中小企業のほかすべての事業者・団体が法の適用対象となったことから、説明会の実施や各種コンテンツを活用した広報活動を行う。</p>	189,530

事業名	定量的試算・エビデンス	施策の概要	要望額 (千円)
個人情報の保護及び円滑な越境移転のための国際協力	<p>経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており円滑な個人データの越境移転の重要性が高まる中、EUにおいては十分な個人情報の保護を確保できる場合に限って域外への個人情報の移転を認める規制が敷かれているところ、我が国は十分な個人情報の保護を確保していることが国レベルとして認定されていないため、現状は企業個社の努力によってEUからの個人情報の移転が行われている。平成29年5月30日の改正個人情報保護法全面施行を契機として、日EU間双方間、さらには英国がEUから離脱予定であることに照らして日英双方間での個人データの越境移転を、個人情報を適切に保護しつつ可能とする枠組みを構築及び維持することは、国内企業及びEU等に進出している本邦企業個社の負担軽減とともに、より積極的なデータの流通促進にも資するものである。また、EU以外の国・地域に関しても、各国執行当局との協力関係の構築等を通じて、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ移転が円滑に行われるための環境を整備することは、諸外国に進出する我が国企業において、事業運営に必要不可欠な、我が国と外国間でのデータ移転を円滑に行うことを可能とする環境整備のために、必要不可欠である。</p> <p>このような国際協力、個人データの相互越境移転を可能とする枠組の構築等を進めることにより、企業活動の基盤としての取引先、顧客や従業員などに関する個人情報の円滑な越境移転を確保すること、とりわけEUに関しては個人情報の越境移転のために企業にかかる負担の軽減に資することとなり、ひいては世界各地で収集されるデータの効果的な利活用の促進に資する結果、我が国経済の成長に寄与する。</p>	<p>我が国とEU及びEU離脱後の英国との間での相互の円滑な個人データの移転を可能とする枠組みの構築及び維持、並びに米国その他のアジア太平洋地域における越境プライバシーシールド（CBPR）システムの促進を含む個人情報の国際的な保護のため、国際会議への出席を含め、関係諸外国・諸機関との連携を深める。</p>	410,292
個人情報の利活用・監督	<p>個人に関するデータを含む多種多様なデータの流通量が増加する中、更なるデータ流通の円滑化と利活用を促進することで新たなサービスの開発と提供等を通じ、新たな投資や雇用の創出、国民生活の向上等に寄与する。</p> <p>適切な監視監督業務を行うことで、定量的な試算を行うことは困難であるが、個人情報取扱事業者において個人情報の取扱いが適切に実施されることは、国民の個人データの流通への信頼を生み、我が国経済の成長に寄与する。</p>	<p>個人情報保護法の所管官署として、法制度や個人情報保護に係る個人情報の利活用の推進及び監督業務を実施する。</p>	175,721
広聴・相談	<p>未来投資戦略2017において、本年5月の個人情報保護法等の一部を改正する法律施行等を踏まえ、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応を本年度上半期中に開始するとともに、個人情報保護に関するデータ利活用促進に向けて、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信等について本年度中に開始し、パーソナルデータに係る適切な利活用環境を継続的に整備する旨が記載されているところ。</p> <p>本事業は、相談体制の整備に係るものであり、定量的な試算を行うことは困難であるが、その結果として事業者におけるパーソナルデータの円滑な流通・活用が図られ、経済活性化や国民生活の利便性の向上に寄与する。</p>	<p>個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業からの相談や、マイナンバー及び個人情報の保護に資するための苦情あつせん相談に対応するため、必要な体制の整備を図る。</p>	54,085